

第7回

東京都震災復興検討会議

平成15年1月16日

午前10時00分 開会

事務局 芳賀復興企画担当課長

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第7回東京都震災復興検討会議を開催いたします。

私、都の災害対策部復興企画担当課長の芳賀でございます。

次第にありますように、座長の選任までの間の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。机の上に資料を用意してございます。その確認をさせていただきます。まず、次第がございますが、その次第の次に検討会議設置要綱がございます。資料1-1といたしまして、検討委員会委員名簿、1-2 復興検討委員会幹事名簿、資料2-1といたしまして、東京都震災復興マニュアル(中間のまとめ)のパンフレットがございます。資料2-2 東京都震災復興マニュアル(中間のまとめ)案 概要版がございます。資料2-3 東京都震災復興マニュアル(中間のまとめ)案がございます。資料2-4といたしまして、東京都震災対策条例の 抜粋 でございます。資料3-1といたしまして、東京都震災復興マニュアル「プロセス編」の検討体制、資料3-2といたしまして、「プロセス編」の検討経過と今後の予定でございます。資料4といたしまして、前回、第6回東京都震災復興検討会議での委員の皆様方のご意見を整理したものをつけてございます。以上、もし不足がございましたら、事務局のほうにお申し出いただければ直ちに補充をいたします。

それでは、まず、昨年11月委員が改選になりまして初めての会議でございます。新たに委員にご就任いただいた方もいらっしゃいますので、委員のご紹介、並びに都及び区と市の出席者をご紹介させていただきます。

まず、ご出席委員の皆様方をご紹介いたします。

安藤委員でございます。

池上委員でございます。

新たにご就任いただくことになりました五辻委員でございます。

浦野委員でございます。

岸井委員でございます。

高橋委員でございます。

田代委員でございます。

中林委員でございます。

林委員でございます。

村松委員でございます。

寄本委員でございます。

以上、本日ご出席委員、20名のうち11名の委員の方にご出席いただいております。なお、ご出席予定の方、おくれていらっしゃる方もあろうかと思えます。到着次第その場の適当なときに私のほうでご紹介をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

続きまして、都側及び区市の職員をご紹介させていただきます。

東京都震災復興検討委員会委員長の青山副知事でございます。

東京都震災復興検討委員会副委員長の赤星総合局長でございます。なお、赤星局長は検討委員会幹事長を兼務されております。

同じく検討委員会副委員長勝田都市計画局長でございますが、本日は代理で小林都市計画局理事が出席しております。

その他の幹事につきましては、座席長及び資料1 - 2の検討委員会幹事会名簿、この配付をもって紹介にかえさせていただきます。

以上で出席者の紹介を終わらせていただきます。

次に、会議の開催に当たりまして、青山委員長からごあいさつがあります。よろしくお願いいたします。

青山副知事

皆さんおはようございます。青山でございます。きょうはお忙しい中を委員の先生方、お集まりいただきましてありがとうございます。また、委員の先生方には、この委員会以外にもさまざまな面で東京都の仕事にご指導、ご協力を日ごろいただいております。この席をかりて厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

ちょうどあしたが1月17日で阪神・淡路の大震災から満8年ということになります。東京都も、もともと1923年に関東大震災の復興をやって以来、復興については非常に伝統的に関心のある都市ではあるんですけども、しかし、それから80年近くたちまして、阪神・淡路大震災があって、防災訓練とか、災害が起きたときの発災時の緊急対応以外に、復興に対してもきちんと対策をあらかじめ立てておく必要があると、そういう問題意識は特に8年前の阪神・淡路のときに共通認識になったわけでございます。それで、この委員会ができる前に席上お配りしてある、もう紙を開くと黄色くなっていますが、このマニュアル2つをつくったわけでございます。このマニュアル2つをつくるのが都庁内でも、あるいは関係機関との間でもすったもんだをいたし

まして、その反省に基づいて、一応これはつくったけれども、絶えず見直していく必要があると、そういう問題意識でこの委員会をお願いしたと、そういう経過がございます。

したがって、この委員会も非常に実質的、実践的な議論をお願いするという意味もございました。行政のつくる復興マニュアルですから、行政が主体になってつくっていきますけれども、その都度委員の先生の方にご意見をいただいて、それをこのマニュアルづくり、このマニュアルの改訂に反映させていくと、そういう考え方で、諮問とか答申とかいう形をとらないという形の委員会で続けさせてきていただいております。第1回から参加してきていただいている委員の先生もおりますし、その後、参加していただいている先生もいらっしゃいます。

私は第1回目から参加をさせていただいておりますけれども、今、すったもんだって言いましたけれども、最初に委員会なしでマニュアルをつくった時点では、なぜ発災時の被害の程度とか、地域とか、そういったものも明らかでないのにそのときの復興マニュアルがつくれるのかと、そういう問いかけもございました。はっきり言って、都庁の各部門によって非常に復興マニュアルに対して積極的に取り組む組織と、そもそもこういうマニュアルをする作業自体の有効性とか、意義について疑問を感じると、そういう部門もあったこともまた確かでございます。これは20年以上前になりますけれども、東京都が初めて地域危険度調査の結果を発表したときに、やはりこれはもう都庁だけではなくて、都議会からも、あるいはそのほかの一般市民からも、こんなものを発表されては非常にまちにとって迷惑だと、非常にこのまちが危険だと言われることは迷惑だと、そういう声がありました。議事録に残っていますけど、都議会でも常任委員会なんかでも随分私どもも言われた覚えがございますが、それが今では、防災対策と言えばハザードマップをつくるのが出発点だということになりまして、その点はやはりいろいろと、特にここにいらっしゃる先生方が社会を啓蒙してくださってきたという成果でもあると思います。そういう意味では、復興マニュアルについてもやはり大きく意識がまた変わっていくだろうと、そう思います。

顧みても、この間東京都でもこのマニュアルを作成したり、震災対策条例も改正しました。地域防災計画も見直しました。それから、震災復興本部条例というのも都議会で作りました。で、震災復興本部の設置訓練もこの5階の大会議場でかなり大々的にやったりもしました。そのほかにも復興マニュアル直接ではないんですけど、きのうも図上訓練を七都府市・政府と一緒にやりましたけれども、そういったふうな形で、防災訓練のやり方も復興をにらんだ形でいろいろ変わってきていると。そういうことがございますので、そういう状況を受けて、私どもも、この前もこの委員会の先生方のご意見も伺いましたけれども、都市復興と生活復興という形でこの前のマニュアルは縦割りで作りましたけれども、それをそうではなくて、震災復興の「復興プ

ロセス編」と「施策編」と、こういう2冊にまとめを変えるということで作業をやってきたわけ
でございます。きょうはそのうちの「復興プロセス編」の中間取りまとめをしましたので、こ
の時点で委員の先生方の忌憚のないご意見を伺いまして、また私どもの作業に反映させていただ
きたい。そういうことでお願いをしておりますので、どうぞよろしくお願ひします。きょうはあ
りがとうございます。

事務局 芳賀復興企画担当課長

次は、座長の選出でございます。座長は、本検討会議設置要綱によりますと委員の互選により
選任するとなっております。事務局からご提案したいと思ひますが、これまでこの会議の座長と
して取りまとめにご尽力いただきました寄本委員に今回も引き続きお願ひしたらと思ひておりま
すが、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 芳賀復興企画担当課長

異議なしというご発言がございましたので、座長には寄本委員にお願ひしたいと思ひます。

それでは、寄本委員には座長席へお移りをいただきます。

では、座長、これからの進行につきましてよろしくお願ひいたします。

なお、青山副知事は、所用がございますので、途中で退席をさせていただきますので、よろし
くお願ひいたします。

それでは、座長、お願ひいたします。

寄本座長

ただいま座長に選出されました寄本でございます。

きのうも震災が起こった直後の救出の訓練があったようでございまして、私もテレビで拝見い
たしましたけれども、この委員会の重要性を改めて認識いたしました。微力でございますが、ど
うかよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に副座長の選出がございます。要綱によりますと座長が指名する
ということになっております。これまでも副座長として一生懸命尽力されました中林委員にお願
ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

寄本座長

では、中林委員、よろしくお願ひいたします。どうぞお席にお移りください。

事務局 芳賀復興企画担当課長

座長、申しわけございません。廣江委員がお着きになりましたので、ご紹介させていただきます。

廣江委員でございます。

寄本座長

中林副座長、もし一言ごあいさつございましたらどうぞ。

中林副座長

おはようございます。ただいま座長任命ということで副座長をやらせていただくことになりました中林でございます。先ほど副知事からごあいさつがありましたような経緯で今回に至っているわけですが、今回の見直しというのがいよいよ多分都民に対して正式に広報し、また、ほんとうの意味での事前の準備をしいていく、そういうマニュアルという形になっていくのではないかと思いますので、今年度中ということであまり時間がないということですが、ぜひよりよいものにできればと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

寄本座長

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日の議事は、東京都震災復興マニュアル「中間のまとめ」についてでございます。事務局から資料をご用意していただいておりますので、それに基づきながらご説明いただきたいと思います。それでは、事務局のほうからよろしく願いいたします。

事務局 八木総務局参事（復興企画担当）

それでは、事務局から説明をさせていただきます。私、総務局の復興企画担当参事の八木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど資料がたくさんございましたけれども、私のほうで使わせていただく資料は、一応3つとりあえずお手元にご用意、1つは、このパンフレットのカラーのものでございます。東京都震災復興マニュアルでございます。それから、中間のまとめの概要版、A4横でとじてあるものでございます。それから、同じく中間のまとめの本文でございます。A4縦で厚いものでございますが、この3つをごらんいただきたいんですが、まずこの3つの関係ですが、まず本文がございまして、これはどうしてもいろいろと解説をきちっとしなきゃならない部分も多々ございますので、内容的にはかなり本文が長かったりしてございます。したがって、これをより広く多くの方に読んでいただくためにはよりコンパクトにしたほうがいいということで、概要版をつくってございます。概要版は、基本的に本文のほうで折り込んである図のたぐいはすべて入って盛り込ん

でございます。本文自体をかなりコンパクトにしたものというものが概要版でございます。さらにこのカラーのパンフレットでございますが、これは、本日以降、正式に広く都民の意見を求めていくという過程がございます。これは最後にご紹介いたしますけれども、そのときに使いたいと。それから、さらに復興マニュアルってどんなものなのかと、大体の概要を知っておきたいという方のために大量につくったというものでございます。この3つがございます。

これからのご説明は、このカラーのリーフレットの流れに沿いながら、必要な解説等々を詳しくこの本文で見させていただくということで、恐れ入りますが、この本文の絵が全部で10枚折り込んでございます。これを一々出すのが大変ですので、この10枚をこの際お開きいただいたほうがその都度いいかなと。ページで申し上げます19、20ページというのがございます。それから、次に23、24ページと、これ、全部1枚ずつでございます。次に、28、29ページというのがございます。31、32ページというのがございます。35、36ページというのがございます。41、42ページでございます。48、49ページでございます。54、55ページでございます。56、57ページでございます。62、63ページ、以上でございます。ちょっとお手数かけました、大変失礼いたしました。

それでは、説明をさせていただきます。リーフレットのほうをごらんいただきたいと思います。まず、リーフレットの1面にマニュアル改訂の基本的考え方とございます。ここは を縦置して4点ほどございますが、復興の全体像、それから、復興のプロセスを提示するという。それから、都民が復興に向けて行動する際の選択・判断基準を示していこうと。そして、分野別施策の関連性、整合性を図っていこう。それから、現行のもろもろの制度的な枠組みを越えた施策を検討・提示していこうということでございます。復興というのは何かと。これはもう大体どなたもそれなりのイメージを持っていますが、ここでこのマニュアルの中ではこのような定義といますか、丸印で書いてありますが、本マニュアルでは、復興を、「震災によって大きな変容を迫られた社会の中で、被災者が生活の変化にうまく適応するための営み」と、このようなとらえ方をいたしております。それで、復興の最も基本的な考え方として、その右にございますように、復興は自助、共助、公助、この連携を基本にして考えていきますということでございます。

そして、復興の基本目標と視点ということで、基本目標というのは、今回新たに、次に書いたような赤いところに書いてございます、協働と連帯による「元気なまち」「にぎわいのある首都東京」の再建と、こういう目標を設定することにいたしました。それで、この目標に向かってどのような考え方で復興を行っていくかということですが、そこに書いたような5点ございます。特に一番下に書いてありますような、震災に備えた発災前からのまちづくり活動を支援しますというような、本来復興というのは起きてからの話ですが、それだけではなくて、発災前の活動と

というのがかなり大切ですよということを復興の視点ということで入れさせていただいております。

それでは、パンフレットを開いていただきまして、復興の全体像でございます。恐れ入りますが、本文の7ページをごらんいただきたいと思います。7ページに図2というのがございまして、復興マニュアルの構成となっております。これは先ほど副知事のお話の中にもありましたが、新たに『復興プロセス編』というものと『復興施策編』という2分冊にすると、これは昨年の6月の検討会議でこういう方針を了承していただいたところでございますが、今回はこの『復興プロセス編』を中心に、その上に書いてございます、震災復興マニュアルの改訂の経緯というものとあわせて、この2つを中間のまとめとして発表いたします。『復興施策編』のほうは現在取りまとめ作業中でございます。これは、最終報告の段階でこのプロセス編の最終報告とセットで2分冊という形でまとめていくという予定でございます。一応その点をご承知おきいただき、また、この『復興プロセス編』の章立てについてもここに書いてあるとおりでございますので、これを前提にこの後の話を進めたいと思います。

それでは、パンフレットのほうに戻っていただきますが、まず、上段は復興の全体像ということで、まず、左側でございますように、被災者の思いを実現するための5つの提言と。すなわち、行政がどういうことをやっていくのかということを考えるためには、まず、被災者がどのような状況に置かれ、どういうことをしてほしい、あるいは何をしなきゃいけないというふうにいるいろいろな思いがあるだろうと。これをまずしっかりととらえて、これらをきちっと行政としてどのような手だてができるのかということをも5つの提言にまとめたわけでございます。

先ほどお聞きいただいた本文の最初の図19、20ページをごらんいただきたいと思います。これが図3と書いてございますが、被災者の思いが真ん中の雲マークのような形でいろいろな思いがありますと。こういうことをやってほしい、ああいうことができたならというようなことが書いてあります。これらは、いわば、阪神大震災のさまざまな検証の中で拾い上げたものでございまして、実際にやっぱりこういう思いがかなりあるということが言えると思います。これらを受けて、その雲のすぐ下に四角で大きく囲って5ついろいろなことが書いてございますが、こういつたことを考えなきゃいけないという課題でございます。この課題を整理して提言という形で5つ出しました。提言1、復興について、地域の皆さんが速やかに活動開始できるよう支援します。2、地域の課題にきめ細かく対応するため、NPO等による応援体制を整備します。3、地域の皆さんの暫定的な生活の場としての時限的市街地づくりを応援します。4、被災者の状況に応じた多様な施策を用意し、応急期から本格復興までの連続的な復興を推進します。5、多様な事業主体や手法により居住を確保します。こういうような形で5つの提言させていただいております。

パンフレットに戻っていただきたいと思いますが、この提言の右側に「地域協働型復興」の全体像と、サブタイトルで～“地域力”を生かした住民主体の復興のために～というふうに書かせていただいておりますが、これは復興をどのように進めていくかということをおのづからいろいろな形で検討してまいりました。私どもが至った一つの考え方と申しますのは、基本的に復興というのは本人自身の自助努力、自助が基本でありますけれども、それに必ず公助としての行政のさまざまな施策があります。しかしながら、個人の努力と行政の施策だけで果たしてきちっとした復興ができるのかとなると、やはりそのところでどうしても共助という仕組みが 仕組みといいますが、さまざまな仕掛けがないと地域全体の復興ができないだろうという一つの考え方でございます。

「さらに！」と書いたそのイラストの左側に、被災後、全面的な被災区域を「重点復興地区」、あるいは「復興促進地区」、「復興誘導地区」、こういうのを区分しますと。これは行政が区市町村の条例で指定していく地区でございます。この「さらに！」の右側に、地域住民自身が自らのまちの復興を進めようという機運が高まって「地域復興協議会」を立ち上げ、その区域を対象とした「協働復興区」というものの指定を行うというような仕組みを今回新たに考えたわけでございます。そのすぐ下に四角でずうっと矢印が左から右側にいっていますが、どういう形で進むかと。まず、地域復興協議会を設立いたします。で、復興区を指定いたします。で、そこでさまざまな活動が始まってまいります。被災者の状況に応じた多様な計画復興が行われていきます。で、最終的に今回の復興目標にあるようなことが実現していくと。こういうような仕組みを考えたわけでございます。

恐れ入りますが、本文の図の2枚目の、先ほどの23、24ページ、図4というものをごらんいただきたいと思いますが、この図4は、地域協働型の復興というのは一体どういうものなのかというものを、地域協働でないものと若干比較しながら書いたものでございます。まず、左から震災が発生いたしまして、多くの方が避難所やら、あるいは自宅、親戚等々に避難をされます。ここから先、いわゆる地域力がない、共助の仕組みが欠けているような地域では、上の黄色いのほうの枠組みのほうにいかざるを得なくなります。つまり、被災者独自による個人復興ということで、これには、さらにその上に書いてございますような、茶色っぽい色で書いたさまざまな公的な仕組みもでございます。行政支援策もでございます。個々人に対する支援策。しかし、これらは多くの場合、地域的なまとまりがないために非計画的な復興にならざるを得ない、地域としては、どうしてもばらばら復興と言われるようなものにならざるを得なくなってくるだろうということがございます。

これに対して、こういった特に被害な大きな地域などでは、計画性のない復興ということはなかなか後々非常に問題が生じます。そうしますと、この緑色にあるような地域力を生かし地域協働型復興を目指そうということで、今回提案しております地域復興協議会というものを住民が主体的に立ち上げていただくと、行政はその活動地域を協働復興区という形で区市町村が指定をしていくということでございます。こういった仕組みができますと、その右側に暫定的な生活の場の確保ということで、その代表的なものとして、下にありますような時限的市街地の形成ということになってくる。さらにこの暫定的な生活の場から本格復興、右側に移行してまいります。さまざまな事業が展開されます。この仕掛けに対しては、一番下にある、今度下から上に向かっていく茶色の矢印があると思いますが、こういった新たな行政の支援策が考えられます。さまざまな専門家によるサポートであるとか、あるいは時限的市街地形成に対する支援であるとか、その他にございますように、こういった地域復興協議会なり、協働復興区というものに対して直接的に行政が支援する仕組みを用意することが可能になるということでございます。

それから、この地域復興協議会につきましては、単に自主的につくってくださいと言うだけでなく、制度的にもきっちりとしたものにする必要があるだろうということで、東京都の条例などできちっと位置づける必要があるかなというふうに考えてございます。お渡した資料の中に震災対策条例の 抜粋 というものがございます。資料2 - 4、一枚物でございますが、これは現在の東京都の震災対策条例の中から、今回この復興に関係ありそうな部分をちょっと抜粋したものでございますが、この中には、例えば第3条にあるような、広く都民、事業者に対する指導を行うとか、あるいは第6条、区市町村との連絡調整や助成を行う。それから、第34条、防災市民組織の育成、支援といったようなこと、それから、第四章にいけますと、55条に震災復興体制を確立していくこと、それから、56条に震災復興計画策定や震災復興事業の推進というようなことがございまして、これの一番下の行の第4項にいけますと、知事は、震災復興計画の策定、震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。既存の条例ではこの程度のことは書いてございます。この中にさらに、こういった地域でもって主体的につくられた復興のための住民組織に対して、区市町村と連携しながら支援をしていくというような条項が可能になってくるかなというふうに考えてございます。

それから、もう一つ、この復興協議会というのは一体どういうものなのか、組織としてどういうものなのかということですが、今度はまた大きな図の28、29ページ、次の図をごらんいただきたいと思います。図5でございます。図5は、地域住民によるまちづくり組織と総合的な支援組織という図でございまして、これは上の段と下の段に分かれておりまして、上の段が地

域復興協議会の形態を想定したものでございます。それから、下の段がこういった地域復興協議会を外から支援していく組織も必要だろうというふうに考えました。上の段でございますが、一番左側は、ちょっとわかりづらいかもかもしれません。これはもともと地域にはいろいろな、町会や自治会や、あるいはPTAであるとか、福祉協議会とか、いろんな組織がもともとあるでしょう。こういったものの、いわば、連絡会議的な、とりあえず既存のいろいろな組織が集まって相談しましょう程度のものでございます。それほど連携がしっかりしているということではございません。真ん中に入りますと、幾つかの関係組織がしっかりと連携する、場合によっちゃ一つの組織をつくりながらこういった一つの会議体をつくっていくというものでございます。さらに右側に入りますと、これはタイトルに書いてありますとおり、総合的な形態を持つ地域復興協議会ということで、大きなしっかりとした協議会をつくって、その中にあらゆる復興にかかわる分野を部会のような形で組織していくというような、これはかなり強固な組織体になるわけでございます。阪神大震災の復興の過程を見ますとそれぞれの形態がございます。左側のような形態、真ん中の形態、それから、右側のように、もう完全に総合的な分野を集めた復興協議会といったような形でやったのもございます。理想的にはこの右側にいけばいくほどいいのかなと。しかしながら、左側の形態でも全然だめだということではございませんで、やはり何らかの形でお互いに連携していくということになるのかなと思います。それから、外から支援していく組織の考え方につきましても、同様の3つのような分類が考えられると。これもやはり地域ごとにこういったものが、外から支援できるものが必要になってくるのかなと。ちなみに、この地域復興協議会につきましては、大体小学校区ぐらいの規模でつくられることが望ましいのかなというふうに考えてございます。

それで、今度はパンフレットの下半分のほうの説明をさせていただきますが、今回のこの『復興プロセス編』の中では、今のような考え方に基づいて大きく2つの仕掛けといいますか、仕組みを提案させていただいております。まず、左側がこの復興協議会による復興ということでありまして、一番下に絵がございます。まず、地震が発生しますと、これはできれば避難所等で生活している避難生活の時期からもう復興のための協議会を立ち上げていく、あるいは結成の準備をしていくということが大事だと思います。これは、避難生活から、それが終わって、仮設住宅等へ移行いたしますとそれぞればらばらにみんななっていくということで、なかなか地域的な復興を皆で考えるということが難しくなっています。早くからそういった仕組みをつくっていくということでございます。それで、真ん中の次の段に入りますと、いち早い営業・操業の再開、暮らしの復興により“まち”の活気をとにか取り戻していくということで、ここでさまざまな

仮設住宅だとか、仮設商店街、仮設工場というようなものを建設して活気を取り戻していこうと。こういった暫定的な時期を踏まえながら、最終的に本格的な復興ということで、多様な復興がいろいろな計画、住宅、復興計画、商業、工業の復興計画、あるいは福祉、環境、景観等に配慮したまちづくり等々というようなことを進めていくと、こういう仕組みでございます。

これらの絵については31、32ページの図に書いてございます。ちょっとお開きいただきたいと思いますが、今、私が申し上げたようなことをより詳しくここに書いてございますが、この絵の中では、例えば下のほうに茶色のところの中に【参照】といったようなことがございます。これが今回のこのプロセス編の一つの特徴でもございまして、3月に完成させる予定の施策編の何ページを見なさいというようなことをこういうところに書いていきます。このことを知りたければ施策編のどこに書いてありますよというような形で、今後この図の中でこういったインデックス機能を持たせながらやっていくというような仕組みになってございます。

それでは、またパンフレットにお戻りいただきたいと思いますが、今度は下段の右側でございます。もう一つの仕掛けは、時限的市街地というものを形成を促していきまして、そこにさまざまな支援を行っていこうと。サブタイトルとして、～地域の将来像(“未来”)を語る場づくりのために～ということでございます。これは、阪神大震災のときの一つの大きな教訓といいますが、焼け野原になったような非常に被災の大きかった地域が、とりあえずそこで何らかの形で住み続けて復興を考えるとということがなかなか困難でありまして、多くはかなり離れた場所に仮設暮らしをするというような状況になりました。もちろんそういうことがなく、いわゆる従前居住地で頑張っってそこで復興を考えていったというような地域もございます。私どもとしては、やはりできることならばそこに居続けたい、住み続けたいという人たちが、従前居住地の少なくとも近くで仮設の暮らしをし、また、仮設の商店街等々、あるいは必要な工場等々をつくる、そういう仕組みがどうしても必要だろうと。もちろん物理的な、あるいは土地の問題、困難な場合があるかと思いますが、できる限りそういうものを追求しようというような立場で考えたときに、この時限的市街地というのが、平成13年に東京都のグランドデザインを発表したときに提案した仕組みでございます。これをより具体的にどのようなサポートをすればこういったものが可能になるかということ考えたものでございます。

左側の絵は、これは被災した後、さまざまな仮設住宅、これはコンテナでつくっている住宅もあるでしょうし、あるいはプレハブでつくっている住宅でもあるでしょうし、いろいろなものがこのぎざぎざぎざとかがいたそれぞれの建物が仮設の建造物でございます。赤いのが、従前からあった、全壊はしなかったけれども、補修等々で使っている建物が残っているというような形で、

こんな暮らしを、それぞれ地域によっていろいろな時間がかかると思いますけれども、暫定的にやっていきましょうと。それで、右側は、この暫定的な復興から本格復興の途中経過を書いたものでございます。つまり、地域ごとに計画的に、最初は、例えば緑の何々街区の復興をやっていきましょうと。次はこのピンクの何々商店街の復興事業をやっていきましょうと。できたところからどんどん仮設暮らしが解消されていくことになっていきます。必要に応じては仮設の住宅を一時的にどっちなかに移動していくとか、そういう手法を駆使していきます。それでまた、最後には右側の何々通りの復興計画に次は移っていこうと、こんなようなことができるのかなということでございます。

このことに関連して、本文の35、36の図をごらんいただきたいと思います。今、ご説明申し上げましたことをもうちょっと詳しく、多少わかりやすくかいたものがこの絵でございまして、この絵にはもう一つ左側の絵がくっついてございます。左側の絵というのは実は被災状況です。被災したときの状態が、この地域というのは、何色というんですか、紫っぽい薄い色のところが全部これが全壊または焼失したと、かなり被害の甚大な地域だったという想定で、これが先ほどの仮設暮らしの絵に移っていくと。それぞれここでは、多少イメージしていただくために物語風にシナリオを下に書いてございます。例えば真ん中の絵のシナリオの真ん中あたりに、「地域を離れたくないと願うお年寄り、コミュニティ仮設住宅に入り、福祉支援隊の人々が届けてくれる温かいお弁当に舌鼓を打ちながら仲間と談笑する光景が見られた」とか、こんなような物語風に解説してございます。

ここまでがこのパンフレットに基づくご説明でございます。それで、本文はこの後分野別プロセスというところに移行していきます。本文の39ページをごらんいただきたいと思います。39ページ以降は、今度はこの復興プロセスを全体像ではなくて、分野ごとにプロセスというのを見たらどうかということで、都市復興のプロセス、住宅復興のプロセス、産業復興、暮らし復興、それぞれのプロセスということで書いてございます。41、42ページの図が都市復興のプロセスでございます。各分野ごとのプロセスになると、相当制度的に細かな仕組みを入れ込んでございます。こういった制度をいろいろな、それぞれ矢印があっちこっち飛びますので、これは選択していただくこととなります。どういう状況ならばどっちの、地域によっていろいろとあろうかと思いますが、どういう矢印に向かっていくんだというようなことが書いてございます。

同様に、その後、今、開いていただいた図がずっと住宅復興プロセスの図が48、49ページにございます。48、49ページは、先ほどのインデックス機能がかなり入ってまいります。同様に54、55ページ、これは、産業復興を商店街編と、それから、56、57ページが工業、いわゆる地場産業

的な工業なんかを中心にした工業の復興というようなものをこの絵でもって示してございます。最後は62、63が暮らしの復興ということで、福祉、医療等を中心にした復興についてのプロセスというようなことを書いたわけでございます。

以上が今回の復興のマニュアルの全体像といえますが、中間のまとめの状況でございます。冒頭申し上げましたとおり、これに、いわゆる現在作業中の「施策編」ということで、これは各分野ごとに現在平成9年、10年に出された2冊に書かれている細かい施策をさらに見直しまして、その後の新しい施策なども取り込みまして「施策編」をつくっていくということにしております。

大変雑駁な説明でしたが、以上で事務局からの「中間のまとめ」の報告にかえさせていただきます。

寄本座長

どうもありがとうございました。それでは、これから委員の方々からご質疑、ご意見、ご自由にいただきたいと思っております。どこのページでも結構ですから、どうぞよろしく願いいたします。どうぞ。

高橋委員

たくさんあるんですけども、まず、このパンフレットでいきまして、細かいところも含めて、1ページのほうからちょっと気がついたことだけいいますと、この復興の中にはどこまで復興するかというような目標とか、レベルみたいな考え方はないのかというのが1点ですね。

それから、基本的に目標の中に安全なまちをつくるというのがやっぱり目標に中に入らなきゃいけないんじゃないかということが2点目。

それから、3ページ、4ページの見開きのところなんですけれども、ここのところもちょっと疑問に思ったんですが、この重点復興地域、復興促進地区、それから、誘導地区と右側の協議会との関係なんですけど、左の地区の中においてつくるのか、それとは別の地区につくるのかというところがよくわからないと。仮に左の地区の中につくるのであれば、もちろんこういうものをぜひつくっていく必要があると思うんですね。幾ら重点復興地区といっても公助だけではできないわけですから、ただ、それ以外のところにつくるというのは構わないんですけども、どうも重点がもし外側につくるということになれば、実際には左の3つの地区だけでも精いっぱいというか、多分やり切れないと。今、神戸だって財政的にも困っているし、十分できているかって、まだまだ後遺症たくさん残っていますよね。ところが、それに加えて3つの地区をつくって、そこに人も出し、一緒にやるというのはわかるんですけども、そんなにできるのかということが

一番心配なんですね。要するに、この大きい被害をいかに早く重点的にやるかということを見ると、すべてはできないんじゃないかと。だけど、どうも話がだんだんとみんな一緒にやりましょうというような話で、どんどん広がって行って、一体こういうことができるのかというリアリティーがどうも見えないということのような気がします。

そういう意味では、その復興協議会も、確かにいろんなレベルがあるでしょうけれども、こういうものを統合していくということもよくわかるんですが、そんなことをやっている努力というか、時間もないんじゃないかと。それから、統合すれば効果的になるかどうかよくわからないと。さらに言えば、そこで協議会という人がつくっていても、実際には震災があったらみんなばらばらなっちゃっていて、一体どうやって話をするのかということだっただけ実際に問題がありました。そういう意味で、どうも話がだんだんとリアリティーが見えなくなってきた、机上の何か形になってきているんじゃないかなって不安を持つんですが、そうじゃなければいいんですけども、なかなかこういうようなきれいな形にそろえるということではない、要するに、これ、戦争と同じですからね、それこそもう即断即決でやらなきゃいけない、ある意味では人がいなくても決めなきゃいけない、お金がなくてもやらなきゃいけないという、そういうときにどうするかということをつくってきた趣旨とかなり変わってきているんじゃないかなという気がします。

事務局 八木総務局参事（復興企画担当）

よろしいですか。じゃあ、今のご質問に対してお答えさせていただきますが、まず、目標の、いわゆる、目標の中の安全性の問題、あるいは復興のレベルの問題ということでございますが、目標は、これは基本目標ということで、先ほどスローガンだけを申し上げましたが、本文の13ページに目標について少し解説を述べさせていただいております。基本的には、これはやはり震災復興を考えていく目標ですから、当然その中に安全であるとか、防災度上の問題、こういったものがなきゃならないということで、この辺は大前提として、例えば本文の13ページの上から5行目に「基本目標は、「東京構想2000」で掲げた「都民が安心して生活できる東京」の実現を基本理念として、次のような考え方に基づいて」ということでございまして、私ども、今回目標を1何々、2何々、3何々というような目標も考えたんですが、ある意味ではわかりやすく、みんなが復興にかかわるさまざまな分野の人がイメージできるスローガ的な目標ということで、「元気なまち」「にぎわいのある首都東京」というのは、地域が一日も早く活気づくというようなイメージで、かつ東京全体を見たときに、産業活動、あるいはさまざまな経済活動が一日も早く活性化するというので「にぎわいのある首都東京」ということで、当然これは今、先生がおっしゃったような安全なというようなものも含まれているというふうにお考えいただきたいと思って

おります。

それから、どういう復興のレベルを考えているかということですが、マニュアルの中では、復興の始動期、それから、復興期と、その前には避難生活期と大体大きく3つの段階で分けておりまして、この復興の始動期、いわゆる復興の始動期から本格復興に移る時期というのは、これは一概になかなか定めにくいなという、もちろん地域の状況、被害の状況によってさまざま違うだろうというようなこと。それから、復興の最終期をどこに置くかということも、なかなかこれは定めにくいものもございまして。例えば現在の神戸がもうほぼ復興したというような言い方をされる分野もございまして、また、いや、復興はまだまだだというふうにおっしゃる方、あるいはそういう分野もあるというようなことで、この辺については必ずしもこの「プロセス編」では明確にできていないということが事実としてございまして。

それから、2つ目の大きな質問ですが、これはちょっと私の説明が足らなかった部分があって、今のようなご疑問を出されたと思いますので、ちょっとそのところを少し解説した絵をごらんいただきたいと思いますが、本文の44ページをごらんいただきたいと思います。復興対象地区と協働復興区の位置づけというものがございまして、先ほどのリーフレットで左側から「さらに！」ということで右側にいったと。その左側の重点復興区とかいうのはこの絵の中にあるものでございまして。重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区、おおよその被害がある程度それなりにあった地域というのは大体この3つのどれかになる。これにならないというのはもうほとんど被害がぱらぱらしかないというような地域でございまして、大体この3つの地区に行政側のほうで指定されます、これは。従来ですとこの指定だけだったわけですね。今回新たにつくった仕組みというのは、この右側に書いてあります、これは 何とか何とか何丁目協働復興区というようなことなんです、その復興区の指定を住民の組織が指定を申請してまいります。自分たちはこの地域にこういう復興協議会をつくったので指定してほしいと。そうしますと、二重に、いわば協働復興区が指定されるということになります。

そうすると、これ、何が今までと違うのかということですが、今までですと行政が指定した区域に行政が用意した支援策をそこでやっていっていきと、あるいは区画整理事業をやるとか、再開発事業をやるとか、そういうことを住民と一緒にやっていくということなんです。ところが、ここに住民が自主的に自分たちがこの区域でこういう活動をしますということをおわせることによって、そこに対するさまざまな支援策が、つまり、行政が直接地域個々の住宅等々に対して支援するだけでなく、地域そのもの、地域の活動そのものに支援していくということで、より人手が、いろんな意味で行政側もマンパワーが少ないというような状況の中で効果的な対応ができ

るのではないかというような意味づけでつくられているものでございます。

したがって、先ほど先生の方のご疑問のあった、これらの上にある3つの地区とは別にこういう地区を設けるということであると、確かに大変そんなことできるのかということになるわけですが、これは同じ地区に、いわゆる行政側の網かけと、それから、住民の申請に基づく地区指定ということです。したがって、住民の申請がなければこの地区というのは生じないと、協働復興区というのは住民の申請がなければ、そこはただ行政側が指定した部分だけというふうになると、こういうことでございます。

五辻委員

五辻でございます。今回初めて委員に参加させていただきまして、肩書では生活共同組合の広域災害対策の担当ということをやっておりますが、もう一つ、東京災害ボランティアネットワークの専門委員ということで、安藤委員とも一緒に東災ボというものをやっております。

私、意見としまして、このパンフレットでいきますと、復興の視点その5のところ「震災に備えた発災前からのまちづくり活動を支援します」というふうにあります。これが非常に大事なことでございますが、本文の中でそれは15ページに、この同じ復興の視点の5のところ6行ほど書かれている以外には、この流れというものがあんまりここでは、今回の「プロセス編」では、要するに、プロセスとして中林先生なんか使っております事前復興という考え方ですね。事前の安全安心のまちづくりの活動とプロセスとしてどうつながっていくのかと。私は、こういう視点から今回わりとよくまとまって大変勉強になると思いますが、要するに、これを住民自身が、あるいは都民が事前の、いわば、災害が起きる前の安全安心のまちづくりのために使っていくか。これは35、36ページの図8ですが、時限的市街地の形成プロセスという、これを見ながら私の意見を申し上げますと、「～地域の将来像（“未来”）を語る場づくり～」というふうに表題がついております。一番左の図が、これはほとんど焼け野原になった木造住宅密集地みたいな被害の大きいところということで、これが現状で言えば現状の、斜線というか、茶色いところを少し白くしちゃえば現状のまちなわけですが、私は、実際に事前のまちづくりという意味では、これがその真ん中や右のほうの、こういうふうにあるまちが作りかえられていく、改良されていくということは非常に遅々として進まない難しい現状だと思います。

これはやはり、乱暴な言い方をすれば、実際に災害が起って瓦れきになってしまう、あるいは焼け野原になってしまうということがないと、実際に私たちが住んでいるまちは安全安心なまちに変えられないのかなというふうに若干絶望的になるところもありますが、そのところを実際に現実にはなかなか道路を広くしたり、中層、高層の住宅へ建て直しをしながら、ゆとりのあ

る安全安心のまちに、とても住民組織の努力、あるいは行政も現状では自治体もお金がないというふうな状況の中で、どんどん高齢化していくまちを、やっぱり安全安心のまちづくりをどうしていくのかというこのための、私は、ここに描かれている今回の復興プロセスの中身そのままを、事前のこのために住民が、人々が集まって、そして、自分たちのまちがどんなに危険なまちなのか、安全安心のまち、これは災害だけじゃなくて、指摘されておりますような福祉や環境や、あるいはヨーロッパのようなアメニティという概念を持ったまちとか、住まいの地域にしていくためにはという、やはり夢を語る絵を描いていく。実際にはなかなかそれは現実の改良としては進まない、いろいろな現状の制度の中で進まないという現状は当然だと思いますけれども、しかし、そういう形で準備的な、この中開きのほうにありますような、地域復興協議会につながっていくまちづくり協議会というところへどうやって人材を育て、NPOを育て、ここに行政が支援をしていくのかということ、私は、この今回の「プロセス編」のところからそれを学び取って、災害の前にその活動をどう起こしていくのか、そのための、その中から人材を育てていくのかということを考えていかなければ、私は、災害が発生した後のまちの中で、むしろ、もっと利害が入り乱れて、人も集まるということも含めて、非常に難しくなるのではないかと。

そういう意味で、一言で申し上げますと、いわゆる事前復興、自主防災という考え方で災害が起こる前からの活動のプロセス、まちづくりのプロセス、人材育成のプロセス、そこでの自助、共助と、それから、行政の支援の結びつき方、これは、なかなかこれも現状うまくいっているわけではないけれども、幾つか先進的なまちづくりの例もご存じのとおりありますので、それらをモデル的にこの復興プロセスに当てはめながら、それが災害が起こる現在のところからどう育ててモデル的に先進例や苦労してやっておられる住民の努力を広げながら、このプロセス編で盛られているような絵を描いていく。自分たちの現状の危険度をほんとうに、今、私どもも東災ボで図上演習といいますが、住民参加の住民自身による、やっぱり危険度を自分たちのまちを歩いて、あるいは東京都の報告や消防庁の報告をほんとうに自分たちの目線で学習をし、これは大変危険なまちだと、安全安心のまちにしていくにはどうしたらいいかということで未来を語る、絵を描いていく、こういう集まりをどうつくっていくのかということのためにNPOや、あるいは自治体と連携しながら起こしていくということ、私は、今回の報告を都民に発表される、これをそういうきっかけといいますが、道具 道具といいますが、参考資料として大いに使っていきたいと思っておりますので、やっぱり災害が起こる前の事前復興のプロセスとのつながり方というものをもうちょっとどこかで語る、強調するということがちょっと見ますとございません。視点の一つとしてありますけれども、本文の中にはございませんので、意見として申し上げたいと思

います。

寄本座長

ありがとうございました。

事務局 株木防災都市づくり推進課長

ちょっとよろしいでしょうか。それでは、まちづくりということなので、都市計画局のほうからちょっとお答えいただきますけれども、私どもは、こういった安全安心のまちづくりということでいろいろと取り組んできてございます。1つは、事前にそういった危険な地域の度合いということで、昨年12月に地域危険度測定調査の結果を公表しました。建物倒壊とか、火災とか、避難の危険度を強調且ごとに都民の方にお知らせしたというようなことをしてございます。そういった地域の危険の啓蒙みたいなことも行ってありますし、具体的なこういった防災に関するまちづくりということでは、1つは、都市基盤型の事業ということで、街路事業なんかを中心にしたそういった事業、それから、もう一つは、修復型の事業ということで密集地域の整備をする密集事業とか、あるいは不燃化を進める都市防災不燃化推進事業、こういった事業をやってきてございます。

そういった事業をやって、そういった安全性を高めるということをやってきてございますけど、もう一つ、住民の組織との関係では、各地域にまちづくり協議会等をできるだけそういったものができるように支援していくということで、1つは、コンサルの派遣みたいなこともやってございますし、そういったいろいろなことをやってきてはおるんですけども、なかなかそういった、特に災害時に危険な木造住宅の密集地域が非常に広いというようなこともございまして、まだ不十分なところはございます。そういうところはございますけれども、そういった平常時からのまちづくりをどう復興に生かしていくかということも非常に重要だということで、平成13年に震災復興ランドデザインというのも発表してございますけど、これは、復興のあり方、どういうまちにしていくかという、もし災害が起きたときにどういうまちにしていくかということをあらかじめ都民と共有していくということで出したものでございますけれども、そういったものもできるだけそういったまちづくりの組織の中で議論していただくということをお願いするということで、アニメなんもつくって、できるだけそういったものを利用していただくということでお願いはしてございます。そういった平常時のまちづくりを、ご指摘のように、こういった復興に生かすというのが非常に重要だということでございますので、今回この「プロセス編」の中身の中ではあまりその辺が強調されてないということですので、これは最終答申に向けてその辺は拡充していくようにしていきたいと考えております。

寄本座長

ありがとうございました。先ほどから廣江委員が手が拳がっておりますので、どうぞ。

廣江委員

先ほどの五辻委員のご意見、私ももっともだと思えますけれども、ただ、ここの検討会議で行う対象がどこまであるかということと、それから、事前が非常に重要だということについては、議論としては多少分かれてくるかなという気がいたします。私が事前にお送りいただいた資料を読みまして、それと今回いただいたもの、大分厚くなっておりますので、ちらちら眺めて全部を理解しているわけではありませんけれども、思うところ言うと、都庁の他のセクションと、それから、もう少し都民サイドに近い区市町村との関係はどうなるかということになりますので、むしろ日常的な施策の中で事前についてどう考えるか。15ページでも震災に備えた発災前からのまちづくり活動とありますので、まちづくりという視野だけではなくて、産業活動とか、教育活動とか、そういう中でどうリンクさせるかということが事前で大変重要になってくるのではないかと思います。

それを意見として申し上げた上で質問させていただきたいんですが、先ほどご説明もありましたけれども、復興の基本目標と視点の中で、「元気なまち」「にぎわいのある首都東京」というのがございます。非常にこういう言葉は行政用語でお好きなようなんですけれども、正直言ってよくわかりません。先ほどのご説明ですと、イメージが必要だからというふうになってきましたので、イメージと目標は明らかに違うと思うわけです。となると、私もこの会議、欠席することもありましたので理解してないところがあるかもしれませんが、一体ここで目標とすることが何であるかということは別途掘り下げておられるかどうかですね。それが都の日常の施策とうまくリンクしているかどうか、このあたりが私は重要じゃないかと思いますので、イメージとしてはわかりにくいのではないかと思います。やはり目標は目標でどこかで掘り下げておいて、その上でそれを総括的な言葉で言うところだというふうに言っていたかかないとわからないので、これはご質問になりますので、掘り下げた上での言葉でしょうかというのが一つの私の質問であります。

それから、仮に「元気なまち」とか、「にぎわいのある首都東京」ということで、まあ、いいとして、では、これをどうするかというときに、さまざまな支えられている諸活動が、都民の諸活動があるだろう。私は工業が専門ですから、そこに限って申し上げますけれども、例えば産業活動の中で「元気なまち」や「にぎわいのある首都東京」をつくっていくためにどうあればいいかということ、事前もそうですし、震災が起こった後どうするかということにもなってくると

思うんで、それがマニュアルと思うんですけども、ちょっと欠けているところがあるのではないかという気がいたします。

それで、ちょっとこれ、さちさらっと見て質問いたしますので、間違えるといけないんですが、31ページ、32ページのところの地域復興協議会による復興の中で、復興期、下のほうを見ますと、下から2番目、多種・多様な住宅供給の上ですね、商業のまちづくりというのがあります。ご承知のように、現状商業機能、特に商店街機能とまちのダイナミズムとでもいいでしょうか、非常にこれ乖離していて、今でさえ多くの問題があり、商店街がその地域で果たして役割を持っているかどうかということさえ議論になっているわけですね。そのときに商業まちづくりというのをどう考えるか。これは、例えば現状の商業施策で十分検討されておかなければいけない点だと思いますけれども、多分これ不十分ではないかという気がいたします。

それと、ここには製造業は入らないのか。つまり、まちづくりの中に商業を入れることは非常に多いんですけども、実は製造業が入ってこないというケースがある。これは東京都の基本的なスタンスでもあったわけですね。これからどう変わるかわかりませんが、製造業と商業は見方が違う。となると、まちづくりの中に製造業、工場をどう入れるのか。このあたりで、ここでの議論の対象にならないかもしれませんが、先ほど言ったように、リンクが重要だというふうになってくると、まちづくりの中での産業活動の位置づけをどうするかということをも十分検討しておかないと、どのように復興していくかというときのマニュアルでの具体的な織り込みもできないだろうというふうには私は思っておりますので、これもご質問ですけど、商業だけなのか、これを伺っておきたいと思います。

以上です。

寄本座長

では、ご質問の件でよろしく申し上げます。

事務局 八木総務局参事（復興企画担当）

まず最初に、目標が基本的に掘り下げ、いわゆる施策との関係できちっと掘り下げされているのかということでございます。私、最初のご説明の中でイメージと申し上げましたが、ちょっとこれは若干の、もしかしたら適切じゃなかった。本文の中にはイメージというふうには書いてございまして、13ページのところには、本文の上から3行目に「その際」って、これは復興に際してですが、「その際、復興に携わる多くの関係者が、心とひとつにして取り組んでいくために復興の基本目標を明確にしていく」と。要するに、心を一つにして取り組んでいくために何に向かっていくんだというようなものをどういうふうに表現しようかなということで、この13ページ

が書かれているわけでございます。

ちなみに、現在の生活復興マニュアルですね、これの。この中では、目標ということではないんですが、復興の基本目標ということで、(1)から4つくらいありまして、これは暮らしのいち早い再建であるとか、あるいは安全で快適な環境づくりであるとか、それから、事業の再開、産業の創造、あるいは政治経済の中核機能の回復というような書き方がございます。これをそのまま踏襲しようかなという考えも議論の中ではございました。しかし、いわば、こういったことは必ずしも、ある程度具体的ではあるんですが、やはりさまざまな関係者が共通して到達すべき目標という意味では、よりスローガンとしてわかりやすいものの方がいいのかなと、この辺はいろいろと議論のあるところかと思えます。したがって、少なくともそういった事務局の中ではそういう議論があって、こういう形にしたという経過でございます。

それから、2点目の商業と製造業の問題、実は全くおっしゃられていることがむしろ私どもとしては申し上げたかった、今回強調したかったことございまして、図で言えば、54ページ、55ページと、それから、56、57をごらんいただきたいと思うんですが、ここにより、いわゆる分野別ということのプロセスで書いてございます。54、55のほうが、いわゆる商店街を、これをさまざまなまちづくりの中でいろいろな手法も考えられるんじゃないかというようなことで、いろいろと仕組みを書いてございます。同様にほとんど同じ仕掛けに近いのを、いわゆる製造業といいますが、工業編に考えてみるとこんなような56、57にあるようなことで、右下にあるように、まちづくり事業との連動というようなことで、地域の広い意味でのまちづくりの一環でこの製造業についても考えていく必要があるでしょうというようなことで、より具体的な個々の施策については「施策編」のほうにゆだねていくというような考え方でございます。

以上でございます。

寄本座長

ありがとうございました。どうぞ村松委員。

村松委員

まず、今回拝見して思ったことはわかりやすくなったと思えました。図表をいろいろ多様していること、そして、カラーページが増えたこと、イラストも増えまして、見ている人に理解してもらおうと、わかりやすいものをつくらうという、そういう姿勢が伝わってきて大変うれしく思います。

今、話題に、議題になりました目標なんですけれども、私もこの目標に対してはウン？という疑問を持ちました。言葉から受けるイメージというのは人それぞれ違いますし、言葉の持つイメ

ージというのは大きなものがあると思います。「元気なまち」というのは、私は抵抗がなくて、これはそうだなと思うんですが、「にぎわいのある」という言葉に私はちょっと抵抗を覚えました。にぎわいというのは出てくるものであって、「元気なまち」の中に含まれるのではないかと思います。ですから、「元気なまち」というのはいいのですが、もう一つ挙げるならばゆとりとか、安心して暮らせるまちとか、そういったもう少し的確な言葉を目標として選ぶと都民の一人としてもつかみやすいなという気がいたします。

全体を見て伝わってくるのは、とにかくこういう災害が起こったときは自分たちで立ち上がらなければいけない、行政に頼ってはいけない、自分たちで日ごろから力をつけて、何かあったときも手をつないで立ち上がっていかなければいけないんだ、そういうことが貫かれているんですけども、そこをもう少し都民の立場に立って書いていただきたいなという気がいたしました。例えば具体的には35ページにもありますように、「地域を離れたくないというお年寄りがコミュニティ仮設住宅に入り、福祉支援隊の人々が届けてくれる温かいお弁当に舌鼓を打ちながら、仲間と談笑する光景が見られた」というのは具体的なイメージとしてわいてくるんですが、じゃあ、行政が支援すると言っているその支援というのはどこまでを支援する、どこから支援するのか、その具体的な境界線といいますが、その辺がはっきりと見えてこないで、東京で暮らす都民の一人として、その辺を都の立場としてここから具体的に支援しますという、もう少し支援する境界線をはっきりと書いていただけたらありがたいなという気がいたしました。

以上です。

寄本座長

どうぞ。

事務局 八木総務局参事（復興企画担当）

1点だけ後段の支援の問題ですが、たまたま今、時限的市街地の絵でご質問が、ご要望とありますが、ご意見がありましたので、ちょっと38ページをごらんいただきたいんですが、これも例えばということで時限的市街地づくりということで言えば、仕組みづくりということで絵がかいてございますが、このいろいろな制度、地区指定をすとか、土地を確保するとか言っていますが、これについてどういうことを行政のほうやるのかなというようなこととか、こういった中に織り込んでございまして、それで、さらに、本文のほうにはそれぞれの個別施策も新しい事業については述べていくというようなことございまして、ここで打ち出している仕組みについては、それぞれ行政の各分野、東京都で言えば各局ですね、関係する局の施策をそれぞれ織り込んでまいります。したがって、どこまでが、どこからが行政の出番かというその境界というのは、

文章とかなんかでするのはなかなか難しいんですが、基本的には時限的市街地というのは、住民が主体となって、しかも、いわゆる共助を基本にして地域として取り組んでいく。その中に行政が用意しているこういう仕組みがあるから、じゃあ、こういう仕組みを使おうとか、あるいはこういう仕組みはまだうちは使わないでいいよとか、かなり住民の側が選択することになっていくのかな。そういったメニュー的にはできるだけいろいろと用意していくというような考え方でございます。

中林副座長

ちょっとよろしいですか。副座長なんですが、ちょっと発言をさせてください。

幾つかの点で見直しということで進んだ部分もあるんですけども、逆に言うと、進んだだけ何か全体の関係がわからなくなっていってしまうおそれがひょっとしたらあるのかもしれないという気がしています。例えばきょう机上配付されているのには、都市復興マニュアルと生活復興マニュアルがあるんですが、その後、この本文の中にもあります震災復興ランドデザインというのがあって、これは東京都の中の復興、あるいは震災対策でどういう位置づけなのかというのが、誤解されたままこのマニュアルが走り出すと大変なことになるのではないかなと思うんですね。その目標ですとか、ランドデザインが十分かという議論は置いておいて、とりあえず具体的にどんな目標、イメージで東京の復興を考えているんですかと言われたときには、やはりランドデザインが一つの目標、イメージを示しているわけで、それとこのマニュアルというのは常にペアとして説明していかないと、全くこれじゃあどういうまちを目指しているのかわからないという話に必ずなってしまうんだと思うんですね。ですから、そのランドデザインと今回のマニュアルとの関係、強いて言えば、ランドデザインも含む「東京構想2000」というトータルとしての東京づくりというものの関係性というのを、繰り返しになったり、重複する部分があるにしても、やはりきちんと説明しておくということが必要なのではないかな。つまり、他の関連する計画なり、施策なりとの関係性をきちんと明示しておく必要があるのではないかなというのが1点です。

それから、2点目は、今回のマニュアルの内容をずうっと見ていくと、今のこととも関係するんですけども、ほとんどの中身というのが密集市街地のコミュニティ復興型のマニュアルということで理解すればある意味ぴったしくるんですが、東京の元気とか、東京らしさとか、国際都市とか、いろんな議論をしていたわけですが、東京再生とか、東京元気という部分は、このマニュアルではどこに描かれているのかというふうにと考えると、かなり逆に落ちちゃっているというか、読み取れない部分があるのではないかなという気がします。

それは自助、共助をベースにして公助していくというそのスタンスというのは、まさに密集市街地の復興まちづくりとしては一つの方向　一つのというか、考えなきゃいけない基本的な方向だと思うんですが、例えばプラスして都市インフラとして、じゃあ、東京はどうするのか、グランドデザインの中にはそういうことが書かれているんですけども、そういう都市インフラですとか、あるいは町場の工場ということだけではない産業とか、経済の復興というようなことについてどうするのかという部分が、このマニュアルだけを見ても読み取れないと思うんですね。だから、そこもほかとの関係性という意味では、頭なり、後ろなりにきちんと位置づけをしておかないといけないのではないかと思います。

そのこととも関係あるのですが、この密集市街地の復興まちづくり型というのは、実は多分区市町村の役割というのが大きいわけで、そういう意味では、区市町村と東京都との役割分担とかいうことをどういうふうに整理しておくのかというのはすごく重要なのではないかと思います。特に今、申しあげました東京再生型、都心インフラをどうするとか、東京としての経済をどうするというような話は、役割分担で言えば、まさにそれこそ東京都がやるべき事業であって、それぞれの地区の復興というのは、公助の中に2つあるとすれば、基礎自治体が行う公助をさらに東京都が公助するというか、バックアップするという形でのマニュアルになるかと思うんですね。以前の都市復興マニュアルでは、一応区市町村だとかいうプロセス、それを東京都だとかいうプロセスと分けて議論をしていたと思うんですが、そういう整理を一度しておかないと、これを受け取った区市町村も、どこまでが仕切られているのかというのは読めないのではないかなと思いました。そういう意味では、都と区市町村の役割分担とか、関係性ということを十分検討しておく必要があるのではないかと思います。

それから、先ほど五辻委員、あるいは廣江委員のほうからお話がありました関係性でいうと、事前と事後の関係性をどう位置づけるかということもあるかもしれません。それは計画の上で言うと、防災都市づくり推進計画とグランドデザインとの関係ということかもしれませんし、現実の「東京構想2000」の中での話になるかもしれませんが、やはり事前に大事だよと、復興はなるべくしないほうがいいんだと、復興まちづくりなんて大変なことはしないで済むようなまちができるのが一番大事なんだということであれば、やはりそれもどこかきちんと位置づけをした上で示しておくことではないかなと思いました。

それから、あと、それが5番目だと思うんですが、ちょっと内部のことに関してなんですが、協働復興区と地域復興協議会との関係というのはよくわかります。それから、区域区分、重点復興地区とか、復興誘導地区というようなことと協働復興区との関係というのも、重層的であると

ということでよくわかりました。どこまでできるかという高橋先生のお話はちょっと置いておいてですね。

ちょっとわからなかったのは、復興区を指定するということと、時限的市街地でまちになるべくたくさん人にとどまってもらって協働のまちづくり復興をしていこうということとの関係なんですね。つまり、復興区を指定したところで特段の時限的市街地というプロジェクトが動くという意味なのか、復興区がなくても、時限的市街地というコンセプトで東京の復興は進めていくんだよというイメージなのか、そのあたりがちょっと読み取れなかったんですが、これは質問です。両方の状況が起こり得るんじゃないかなというのが私のイメージですけれども。

事務局 八木総務局参事（復興企画担当）

じゃあ、まず、最後のご質問のところからちょっとお答えさせていただきますが、時限的市街地が協働復興区とどういう関係になるかということですが、時限的市街地は考え方としては、勝手にばらばら好き勝手に、いわゆる昔風に言えばバラックのようなものを建てるようなことは困りますよということから、なるべく本格復興を考えたときはそこは手をつけないと、いわゆる計画がすべて決まるまでは手をつけなくて、どこかよそで住んでくださいというのが一つの考え方としてあったわけですね。しかし、それではいい復興はできないだろうということで、焼け野原になったところを計画的に仮住まいをつくってやっていこうということですから、これは相当しっかりした地域の結束といえますか、がないと難しいと思います。したがって、時限的市街地が良好に形成されるためにはどうしてもそういった地域復興協議会というものがあって、主体的に、計画的に取り組んでいくということになると、この協働復興区の中からしかできないだろうと。それ以外でつくられている、いわゆる時限的市街地というのは、もしかしたら大変無計画の、後々の本格復興に支障を来すようなものになっていくのかなという懸念があります。ということでこの時限的市街地は、私どもが描いている前提としては協働復興区の中につくられるというふうに考えてございます。

それから、幾つかのご意見をいただきましたが、ちょっと順不同になるかもしれません。まず、何人かの先生から事前の取り組みということでおっしゃられています。これは私どもも大変重要なものということで考えておまして、前回6月のときも今回つくるマニュアルを事前のいろいろなまちづくりの中で使っていただきたいと。つまり、もしもこの地域に震災が起きたら、自分たちのまちはどういう復興するのかということイメージしながら、考えながら、その平時の、平常時のまちづくりをやっていく、そのテキストにもしてほしいんだというようなことを言っております。

一方、じゃあ、平時のことをこの「プロセス編」なり、「施策編」にどこまで書くのかとなりますと、これはやはりあくまでの復興マニュアルですから、いざ事が起きたときにどのようなことを住民の人たち、あるいはボランティアや行政は何をやるかということを確認にしていくというのが第一の目標でございますので、どうしても平時のことは考え方、理念という形では幾つか図の中にも落としてあるわけですが、ここをどこまで具体的なマニュアルとして落としていくかというのはなかなか難しいものがあるな。むしろ、それは今後最終報告では、できれば既存のこういった仕組みが平時にありますと、まちづくりの仕組みとか、あるいは暮らしの仕組みにある、こういったところときちっとリンクさせながら取り組んでいくのがいいというような書き方ができるのかなというようなことも考えております。

それから、ランドデザインの関係、これはできれば後から都市計画局からも補足していただきたいんですが、私どもは、このランドデザインの関係は当初から重視しておりまして、14ページをごらんいただいたらわかるとおり、復興の視点の第1に掲げております。「震災復興ランドデザインに」に基づく復興と総合的なまちづくり、したがって、やはりまちづくりとしての、都市復興としてのランドデザインというものについては、この復興とは非常に重要なかわりを持っていると。これはやはり一つの前提という位置づけはされてございます。ですから、位置づけ的にはこうやってやっておりますが、確かに先生がおっしゃるとおり、いろいろなマニュアルとか、考え方が出てきますと、その関係はどうなっているのかということをもうちょっと明確にする必要があるということであれば、この辺についてはまた最終報告のときには考えていきたいなと思っております。

それから、区市町村との役割分担ということでございますが、確かに密集市街地等々、いずれにしても区市町村の役割が大変大きいわけございまして、今回私どもが提案している地域復興協議会、これは東京都の条例で考え方を条例の中に盛り込みますが、実際のその詳細といいますが、具体的にどんなような、例えば協働復興区の申請、どうするんだ、指定、どうするんだと、これはもう区市町村の役割ということになってきますので、その辺の整理はしなきゃならない。この本文の最後のほうに東京都の役割、区市町村の役割というような文章を書いておりますが、その辺でもって、まだこれ、区市町村と十分に詰め切ったものではございませんので、今後詰めていく必要があるかなというふうに考えております。

その他いろいろといただきましたが、これは、ご意見として今後の最終報告に向けた中で参考にさせていただきたいと思っております。

寄本座長

ありがとうございました。どうぞ。

岸井委員

ただいまの中林先生のご意見とも似たようなことを申し上げますが、本編の目次を拝見したところ、第1章で復興の基本目標と視点ということで、今ご紹介されたとおり、グランドデザインに基づき、従来から言っていたような総合的なまちづくり、東京都はこれをするんだということを出して、その軽重もはっきりさせて、ここを一生懸命やりますよということもはっきり示すんだということが大前提にあるんだと書いてあるんですが、2章の復興の全体像でさばっと消えちゃうんですね、それが。だから、ものすごくわかりにくくなっている。皆さんご指摘のとおり、表には書いてあるんだって言われればそう書いてはあるんだけど、復興の全体像といったときにそれがそっくり落ちちゃって、すべてボトムアップ型で頑張りましょうねということしか見えてこないところに問題があるんじゃないかと。ここの表現をしっかりと書きになることが非常に重要なのではないかと。表の中を見ると、確かに、例えば41ページ、42ページの大きなプロセスも、一番最初のところには従来からの重点復興地区等々を決定して行って、早期に2カ月以内に方針を出して、それを皆さんに理解していただいて具体的にやっていくんだということは入っているんだけど、この部分が全く触れられていないので大変誤解を招いているのではないかと、このことをしっかり本編に書き込むということをやらなければいけないのではないかと思います。

寄本座長

済みません。ちょっと待ってくださいね、池上委員、先ほどから手が挙がっていますから。

池上委員

私も事前復興といいますか、日常の延長というのが阪神・淡路大震災で教訓の一つとして挙げられておりましたので、日常の、例えば顔の見える関係とか、行政との連携とか、地域の学校、事業所、住民との連携とか、いろんなことが大事だということが言われ続けておりますよね。五辻委員がおっしゃったような、その部分がとても大事ということで、例えば23、24ページの表の左のほうに平常時からのまちづくり組織とか、平常時からの地域組織、自主防災組織・町会・社会福祉協議会等と書いてありますよね。この部分をもう少し、例えばこういう組織に入っていない住民のほうが多いわけですよね。中には町会に入っていない、そういう人たちをどうしようなんという町会役員の方たちのご相談を受けることが多いので、そうであれば、ここの部分に、例えば燃えない、倒壊しない家づくりとか、まちづくりというのを左の上のほうにバーンと置きます、それが日常やることですよね。そうすると、全壊が約4万3,000棟と書いてあるのが、これが少しは軽減できるんだよとか、それから、燃えないというところでは火災を起こさなければ、

そういう守れるような人づくりが私は大事だと思うんですね。ですから、防災人づくりとしたらいいのか、ちょっと言葉がいいのが浮かばないんですが、それから、個人レベルで言うとやはりけがをしない、死なないということが大事ですから、やっぱり壊れてはいけない、家の中でもたんすが倒れないとか、細かいことですけど、そういう生存空間の確保ということがとても大事になるんで、その部分をしっかり書くこと。

それから、やっぱり日常がいかに大事かということをもう少し明記していただけたら、この図にもそうですし、文章の中にも言っていただきたいなということが一つと、それから、支援という言葉で境界線がよくわからないというお話がありましたが、あくまでも自立を促進するための支援ですよ。ですから、やり過ぎない。やっぱり自分たち、私たち被災した者が立ち上がらないと何もならないことで、その部分をしっかり押さえて、そういう判断ができる人づくりというのはとても大事だと思うんです、行政だけではなくて、私たち一般市民も含めて。

そして、もう一つ、64ページをお開きいただきますと、この - 1 の表の中の保健対策というのが下のほうにありますね。ここの、こういうところの書き方ですが、「被災住民の健康管理」とありますが、私は、これは復興従事者の健康管理も含めていただきたいということです。どうしても何か私たち市民というのは、行政はつぶれない、倒れない、生き残っている存在というふうに思う、それがすごく反省として出てきましたよね、阪神・淡路大震災以降。ですから、やっぱり一人一人が行政も被災するんだよと、そういう意味では、ある程度行政にも限界があるということをかなり言っていただいてもいいんじゃないかなという気がしています。

今とっても私、苦労しているのは、きょうも午後目黒区のほうへ行くんですけど、午後の時間帯で防災講演を聞きにくるなんていうのはお年寄りの方たちばかりですよ。それで、そういう方たちに自分たちだけでは守れないんだということを気づいていただくためにお話をしに行くようなものなんです、それが現状ですので、どうしても若い方たちにもう少し参加をしてほしいというような、そういう示唆できるようなテキストになっていただければと願っています。

寄本座長

ありがとうございました。時間がだんだん迫ってまいりましたので、ご意見だけいただくということで進めてまいりたいと思います。それでは、どうぞ、田代委員。

田代委員

グランドデザインとの関係については何人かの人から指摘されたとおりで、私もかかわった一人としてこの中身に具体的なイメージとして示されていないので、その辺はしっかりと位置づけだけでなく、内容についても脈絡をお書きいただきたいと思います。

それから、パンフレットの流れ全体で、復興の全体像とあるんですけども、一番上の黄色のところは3つの地区であって、「さらに！」という形で地域復興協議会から復興区のご説明があって、全体としては復興区の話が非常に多いんですね。そうすると、この流れだけからいくと、最初の3つは行政でやるんだからいいんだよと。それで、あとについてのみここで説明しますよというふうな印象として受け取れるんですけども、そういうことではないんだろうと思うんですね。全体像としては行政でやるべきことがどういうことであって、で、地域復興協議会でということが可能なのかという、その脈絡をもう少しははっきりとお示しいただき、可能性を示されたほうがいいのではないかと思います。

もしそういうふうな流れになったとしたときに、復興区方式でやっていたときにその中身、この方式で何ができるのかというあたりのことについてのインストラクションを与えることが、この本文をずっと読んでいっても、事業を当てはめるとこれとこれとこれの事業を当てはめればいいよと、こういう計画をつくれということは書いてあるんですけども、それが同時進行なのか、どれかある部門がかなり特化することなのか、それぞれの事業を進めていく上での仕掛けだとか、そういったことに関する学習の機会というのが事前にあるのか。先ほどもいろいろ議論がありましたけれども、これ、事前テキストとしてお使いいただけるということであるんですが、そういう段階でわかっていたことと、いざとなってから、ここからいきなり始めて、そういうことが可能なんだろうかということにはちょっと懸念が残ります。

それで、そういった形で進んでいったときに、現在進行中のいろいろな防災まちづくりとかとの関連、あるいは区画整理にしても、いろんなまちづくり、関連があるわけですけども、それとの関連性があまり明確にはなっていない。要するに支援するような形にはなっているんですけども、じゃあ、それをどう反映させたいんでしょうかというふうな疑問に対して、このマニュアルはなかなか答え切れてないのかなという感じがいたします。

それからあと、これも都と区の関係なんですけれども、全体として、都全体としてのこういったパーツができ上がれば都全体の復興のイメージは示されますということで、うまくそれは整合性がとれていると思うんですけども、もうちょっとこれ、局所的というか、場所によった展開の形態がものすごく違うのではないかというふうな気がいたしまして、その辺の個性のある進め方についてのインストラクションというのはいくつか書いてもいいのかなという気がいたします。

以上です。

林委員

長くなって申しわけないかもしれませんが。実は12ポイントがあるんです。そのうち大部分は

お話しいただきましたので、残っているのを中心にお話をしたいと思うんですけども、まず第1番目に、復興をどうとらえるかという問題があると思うんですね。先ほどご説明がありましたように、マニュアルですから、イベントが起きたことをきっかけにつくっても結構だと思っただけですけども、復興をどう考えるかということから言えば、今から継続的に東京というまちをどう強くしていくか、そのプロセスがずうっと継続して行って、それがあつた段階でイベントを迎えて、そこまでにクリアできた問題とクリアできなかった問題に仕分けられて、クリアできなかった問題については、復興という形をとって問題の解決をさらに続けるという、そういう全体の流れの中にこれを位置づけないと、正直言って、今回の策定プロセスを見ていると、あっちいたり、こっちいたり、こっちいたり、あっちいたりですね。だから、さいの河原をやるようなことになりはしないかというすごく疑念を持ちます。

そういう意味では、今回の計画というのは、中林さんすごくうまいことをおっしゃったと思うんですが、密集市街地のまちづくり計画だと思います、正直言って。それは今、ここでブレークスルーができたのはそこであつて、逆にそれだけでは問題の解決にならない、全部の解決にならないということを各委員がおっしゃっているわけで、それを、じゃあ、次、何を取り込んでいくのか、どう成功させていくのかというのは絶えず課題としては発生してくるだろう。

じゃあ、今の問題は具体的にどうなるかというのと、このマニュアルの見直し規程というのが非常にあいまいですよ、適宜やりますと書いてある。そんな悠長なことではいいんでしょうか。たくさん未解決の問題が積み残されているし、むしろ、それを指摘するのがこの一つの重要な部分になるわけだから、それについての改善というのがこれをつくり終わったすぐから始めなきゃいけないというようなことがあるんだろうと思うんですよ。そういう意味では、事業の継続性ということと、その中でなし得たこととまだ残ったことの仕分けみたいのがまず要るんじゃないかなと思うんです。

それから、2つ目にポイントなのは復興、これはマニュアルとして見させていただいたら、まず自己完結性がなきゃいけないだろう。その震災復興のグランドデザインって、私、知りません、何だかよくわかりません。大変重要ならばここに資料としてあるはずですよ。そこに既に不整合が起こっていると僕は思うわけですね。それを覚えているやつしかこれを使えないようなマニュアルというのは、マニュアルとしては非常に不完全なものですから、当然先ほどご指摘があつたように、復興のグランドデザインそのものが簡潔にここに書かれていないとマニュアルにはならないんじゃないか。そのグランドデザインを実現するための、まあ、言ってみれば、総合調整の台本として本来はこのマニュアルというのは機能していくべきではないかなと、私は、この種の

マニュアルに期待するものとしてはそれなので、それも次の改善のポイントではないかなあと思っています。

それから、大きいほうから順々に言っていますが、今ので3つ終わったつもりです。

4つ目は、これはだれもおっしゃらなかったんですが、もう少しどういう地震被害が起こるかのそのハザードシナリオを検討すべきではないか。今これは所与になっているわけですね、東京直下で4つのパターンで起こる。今、防災会議のほうでおやりになったんですが、それでいいのか。僕は今、具体的な東京のターゲットから言えば、21世紀後半にあるだろう次の関東地震、それをどう乗り越えるかというのは、かなり具体的な東京の復興計画の策定目標になると思うんですね。関東地震、関東大震災1923年のやつですが、大体200年に一遍の周期で来ていますから、ということはもう100年あるのか、ごめんなさい。もう100年ありますから、ほんとうはそこまで何ができるかというのが、そこまでは東京をほんとうに強いまちにしなきゃいけないんだと思うんですね。そこまでの間に、今度2035年前後の例の西日本の南海トラフ沿いのやつがあります。で、多少の影響はある。東京が東海地震対策をあんしたの、実は関東大震災と似たぐらいの被害があると思ったからなわけですから、そうすると、次の、もう一つ前のピークというのは2035年前後まで。そうすると今から30年ぐらいの時間をもって、東京をどこまでレベルアップさせるかということようなことがやっぱり問われているんでしょう。その付随のイベントとして直下地震というのがあるのであって、そこにあんまりこだわる必要はないんじゃないか。正直言って、こんなことを言ってまた、オフレコですけど、ここに上がっている被害というのは大したものじゃないです。東京の力をもってしたら、こんなものクリアできなかったらいけないレベルの被害だと私は思います。だけど、やっぱり実効性のある計画って考えていけばやっぱりだんだんに危険度が高まる。ある確実に起こると予定されているイベントに対して、どう長期的に被害を出さないようにしていくかということを目指していくということをぜひやっていただかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それから、事前の問題というのはいろいろたくさんご指摘いただきましたが、僕は、先ほど書かれているものを、今後に向けて住民参画の練習を積んでおかなければいけないというふうに読ませていただきました。ですから、ふだんからいろんな場面の中で都民が都のさまざまな運営に対して主体的にかかわっていくような場をつくり、その仕組みを育てるということをしていかないと、このプランは絵にかいたもちになってしまう。

むしろ、その中で抜けていたものは、やはりふだんやっていることしか災害の後できないというのはみんな教訓としてわかったことなんです、じゃあ、どういう都市計画をそのときに持

っているのか、どのような経済の見通しを、産業構造のプランを持っているのか。そういった未来像をしっかり持たなければ、結局は今までのものの再生にしか多分ならない。それが神戸の失敗だと思っていただけたらいいと思うんです。神戸は国からお金が入った分で公共施設、公共基盤はよくなりましたけど、基本的には今までと同じ産業構造を踏襲しているだけですから、先行きは暗いですよ。ですから、逆に言えば、災害というのはリノベーションというか、改革のチャンスなわけですから、そのチャンスをどう生かすかというのは、事前にそういうものの計画が用意されているか否かにかかるとすれば、やっぱり東京はそんなにも問題がないとは思わないですね、都市自体としても、あるいは産業構造としても。その問題解決の非常にまれなチャンスとして使わなきゃいけないとしたら、どういうまちにするんだ、その議論をもっとしっかり詰めていただいていいんじゃないかなと、にぎわいだけではなかなか税収にはつながらないように思うんですよ。もっとやっぱり非常に付加価値の高い産業を誘致して、世界に羽ばたくようなまちとしてここを位置づけなきゃいけない。

そういう意味では、7番目ぐらいになりますが、これは地方都市の復興計画ではないはずですから、正直言ったら、今、これはどこの地方都市でもできるやり方ですよ。やはりこのまちにしかないものは首都機能であって、経済の中核であって、国際的な意味で日本を代表するものです。そう考えたときにもう阪神を見習うのをやめるべきだと私は思いますね。もし見習うだったら、今はニューヨークです。WTCの跡の復旧、復興、あれはもうアメリカ全土の中で最大のリノベーションプロジェクトと位置づけて、今、けんけんがくがくやっています。あれは用意がなかったら、今、けんけんがくがくやっているんですが、逆に言えば、復興に向けてのプロセスというのは非常にはっきりします。あそこは住宅地でもあります、金融マーケットの心臓でもありますし、ダウタウンビジネスの中心でもあるわけですね。そういう意味では非常に三重の構造を持っている。そういう意味では東京とよく似ている。その中で、確実にある収入を上げなければあそこは維持できないという至上命題がありますから、感傷にだけ浸ってられない。じゃあ、どういう形でそれを人々が納得する形で、あそこを具体的なものとして作り直していくかというのを今まさしくやっているわけで、そのほうが東京が勉強することがはるかに多い。もう神戸に学ぶことは終わったと私は思います。今、むしろ神戸が東京を学ぶのかもしれない、これからは。それだけの自負を持ってぜひやっていただきたいと思います。

あとはもう……。中身だけ2つだけ言わせていただきます。協働復興区というのが目玉であれば、この目玉がどういうあめとどういうむちを用意するのかということをやはり打ち出していくべきじゃないか。今、大変元気な都知事をお持ちですから、そういうあめむち型の行政誘導です

よね、はっきり言えば。そういうことのプランニングというのは比較的やりやすいとすれば、ここで協働復興区というものをこの中で一番の主力兵器にしたいとすれば、それに乗ることがどんなベネフィットにつながっていくのか、それに乗らなかったとしたらどういうふうになっていくのか、ばらばらというのとまとまったというよりはもっとはっきりと、アメリカの政策体系みたいなものは必ずそれで引っ張るわけですね。要はお金になっていくんだとしたら、それをはっきり見せる必要があるんじゃないか。

それから、これは時間がないというふうに解釈をさせていただきましたけど、復興促進地区については地図までできて非常にイメージはあります。こういうのは本人たちも一生懸命やりますから、モデルケースなんてそんなに大変ではないと私は思っているんです、実は。もっと大変なのは多分復興促進区ぐらいだろう。中途半端に被害が出ていて、数から言えばそっちのほうが多いだろう。そういう人たちがいろんな要求をします。グレーゾーンの要求がいっぱい出てくるわけですね。それに対して行政はやっぱり対応していかなきゃいけない。ですから、グレーゾーンの要求ですから、それに対してどうきちっと対応するかがその行政の、言ってみれば、サービスの質を問われることになる。こういうティピカルなものはみんな大体納得できるわけですが、その辺のあいまいな部分ですね。阪神をもし例にして言えば、伊丹ですとか、あるいは尼崎だとか、明石だとか、ちょっと外れたところで起こっているような、あるいは大阪で言えば豊中みたいなところですね。全体の関心が低い。だけど、気持ちとしてはいっぱし被災者です、皆さん。ですから、その辺のところが一番面倒くさい行政との接点が生まれてくるとすれば、そのビジョンとしてはぜひこういう同じ地図ぐらいまでの精度でね、復興促進地区についての対応を書き込むと、この計画というのはもっともっとリアリスティックになっていくような気がするんですよ。できれば復興誘導地区まで書いてほしいと思いますが、まあ、時間もあることですから、最大限促進地区のことを考えていただけたらと思います。

あとはもう皆さん言うてくださったことなんで省略させていただきます。ありがとうございました。

寄本座長

ありがとうございました。予定の時間を少し数分程度延びるかもしれませんが、予定をお持ちの先生方でご退席したい方はどうぞ時間が来たらご退席ください。まことに申しわけございません。

それでは、浦野さん、どうぞ。

浦野委員

かなりたくさんいろんな先生が言っていただきましたので、私のしゃべる分はかなり少なくなるんですけども、復興のシナリオという形で協働復興区ですか、そして、それを支える母体として地域復興協議会というものを中心に据えたという、そして、その分野ごとのさまざまな動き方、関係の仕方を示したものとしては、シンボリックな姿勢を示したものとしては、多分非常に大きなインパクトを出すことができるだろうと思っております。それは、シンボリックな姿勢というのは、復興のターゲット、それから、復興後のプロセスがこういうふうな形で、例えば28ページから29ページにあるような各セクションを超えたさまざまなつながりが必要で、しかも、それが復興の段階では非常に重要な課題になっていくのだと。要するに、その関係性というものを、そのセクション間の関係性というものがある程度明確に示されるということが、地域の復興においても中心的な課題になるのだということを示した点でシンボリックだろうと思います。

事前事後の問題があるんですけども、おそらくこれは事業のプロセスをこういうふうな形で示すということは、その前のプロセスで当然その関係を日常的に構築していかなければいけないということに当然なると思います。これはおそらく都庁の中でのセクションごとの関係というものが区を通じて地域におりていったときに、具体的な施策の中で具体的な地域ビジョンを語る中でどういうふうな形で相互につないでビジョンを語れるのかという話になってくるだろうと思うんですね。今までの作業プロセスを見ていくと、多分そのぎりぎりのところでとりあえずこういうふうな形でまとめてみたという段階なのかなと。多分セクション同士のやりとりは相当激しくやられたと思うんですけども、実際にはこの事前の問題を考えて、これをターゲットにして、事後のこういう状況をターゲットにして事前の問題を考えていくということは、もっとシビアな、地域ベースで考えた場合にもっとシビアなその関係性が問われるということになるんだろうと思います。

先ほど廣江委員が日常的なレベルでまちづくりの活動の中での産業活動の位置づけをどう考えるのかと、どういうふうに示すのかというようなことを言われました。この話は多分インナーシティのこういう密集市街地の場合にも非常に根本的な課題だろうと思っております。そのイメージが地域の中でできないと多分セクターごとの動きになって、結局地域の中でもある統一したビジョンというものをつくれな。したがって、この地域復興協議会というのは空中分解していくということになると思うんですね。ですから、それを支援できるような行政的な仕組みと、それを支援できるような民間を含めた協働の仕組みみたいなものをどういうふうな形で構築していくかということをもっと考えていくということがこれからの課題になるだろうと思います。

それは、先ほど防災まちづくり活動の構築という中で、都市計画のほうから我々もいろんなと

ここでインタビューすると、どうしても都市計画型の防災まちづくりというのが前面に立つんですね。暮らしのまちづくりという話は出てこない、なかなか出てこない。行政の人たちと話し合ってもなかなか出てこない。これはその辺をもう少し連携をとれた形で地域の住民に示すような、そういうような仕掛けと機会というのをつくっていく必要がやはりあるんだろうと思います。それが日常時と非常時、あるいは復興と事前の対策というもののつながりのところになると思うんですね。それはかなり重要だと思います。

それからもう一つ、今のところと関係するんですけども、NPO、ボランティアとの接点の問題もあると思います。28ページ、29ページのところでいろんな形の地域復興支援機構というものがかかれていますが、これも実を言うとNPO、ボランティアセクターで考えると、領域の異なる支援者たちがどのような形でつながり、そして、地域を支援できるのかという、そういう仕組みづくりの問題になります。これに対して都の施策、あるいは区の区を通じた施策の中で具体的にそれをどういうふうな形で設計できるのかという話が非常に大きいだろうと思うんですね。今の状態でいくとなかなかそれが難しいと。専門家の中でも、NPO、ボランティアセクターの中でも確かに難しい環境があります。それはNPO、ボランティアセクターの中で乗り越えていかなければいけない部分がたくさんあるんですけども、おそらくその元凶というのは都のほうにもあると思っております。

その辺の仕組みをどういうふうな形で構築して、地域に密着した形でビジョンをつくり上げることができるような仕組みをつくっていけるかどうかというのが、この地域復興協議会及び協働復興区というものが成功するか否かのかぎになるだろうと。その点では、先ほど林委員が協働復興区のあめとむちをはっきり見せる必要があると、復興区にしたときのあめとむちをはっきり見せる必要があるというふうに言われましたけれども、それは当然事前の段階でその協働復興区になり得るような、あるいはそういう協議会になり得るような団体の育成をどのような形でNPO、ボランティアセクターと協働しながらやっていくのかと。そして、そのビジョンを具体的な形で地域のイメージとして、モデル地区か何かの形でどのような形で見せていくのかというのが非常に重要なんだろうと思っています。おそらくその辺のところはかなりはっきりしてないと、多分東京都のグランドデザインとそういうこの協働復興区との関係、あるいはそれを支える地域復興協議会との関係というのがクリアに説明できないのではないかな、説明できなくなるのではないかなという気持ちがありました。

多分、これは大半がこのマニュアルをつくった上での、中間まとめをした上でのその先の課題だと思います。ですので、このマニュアル自体の訂正に関してはほかの委員がいろいろな形で言

いましたので、むしろ僕のほうとしては、それを実現していく土台のところをどのような形で全体的に構築して、それを土台づくりをする支援策ですとか、仕組みを今度どのような形で都のほうでも構築していくのか、あるいは区、それから、NPO、ボランティアセクター、あるいは地域住民組織との連携の中でそれを見せる形で構築していくのかというのが重要だということ指摘して終わりたいと思います。

寄本座長

ありがとうございました。安藤さん、どうぞ。

安藤委員

時間がないので一言だけ。私も、やっぱりこれを進めていく中の大きなポイントが地域復興会議だろうと思っています。これをどのようなメンバー構成にしていくのかというと、ここで幾つかのパターンが示されているということでございますが、おそらくこういったような動きというのが、行政が認めた会議、協議会というふうになるでしょうけども、おそらく住民自身がみずからつくっていくというのはかなりあるだろう。そうすると、そういったものが、先ほど五辻さんのほうから事前にそういう人づくりということもございましたけれども、おそらく被災を受けた後、そういったものをつくっていくとなると、さまざまな人がここに参加していくという、何かその仕掛けがないとおそらく多くの人たちが納得できるということにはなっていない。そうすると、それを進める、浦野先生は今、そういうようなNPO、ボランティアのというのがありましたけれども、まさにそういった部分で少し拠点をつくるみたいな何か発想をつくって、そこを核になるような拠点が何かないとやはり地域住民が寄ってこないという部分がありますので、ですから、何かその辺のところの仕掛けをどうつくるかということがもう一つ私は必要なかなと思っています。

以上です。

寄本座長

どうぞ。時間が来ましたが、せっかくの機会ですから、どうぞ御用のおありの委員の方、ご退席されて結構です。

廣江委員

先ほど私の質問に対してお答えいただきまして、確かに後ろにはペーパーが書いてあるんですけども、疑問だということを申し上げておきたいと思います。何が疑問かというと、震災復興グランドデザインがあって、しかし、これが日常の各セクションの行政施策の中でどれだけ尊重されて生かされて、ある一定の方向をもって施策に取り組みられているかということ、どうも私の知

る限りそうではないだろうということです。ですから、お答えはペーパーはあるけれども、疑問だということを申し上げておいて、きょうは時間がありませんので、いずれその議論の機会を与えていただければいいと思います。それだけ申し上げておきます。

寄本座長

委員の方、ほかにございますか。よろしいですか。それでは、どうぞ。

事務局 株木防災都市づくり推進課長

震災復興グランドデザインの話題が大分出ておるんですけれども、これ、当然復興都市像を示しているということで、被災後の基本的な指針として位置づけられるものでございまして、広域的な復興計画のモデルプランとなるものでございます。現実にはもう少しそれをまたブレークダウンして、地域の復興計画というものを区市につくっていただくということで、いろいろ区市のほうへ今、働きかけているところでございます。なかなかまだその辺が十分じゃないところがございまして、そういったやはりこのグランドデザインの復興のあり方をベースにして、震災復興マニュアルというものが構築されていくことが必要だろうと思ってはございます。

このグランドデザインにつきましては、まだ平常時にあまり生かされていないんじゃないかというご指摘がございまして、この辺いろいろ、先ほども言いましたように、アニメなんかをつくってまちづくり協議会なんかで使っていただくようなことを今、働きかけてはおりますけれども、引き続きそういった平常時のまちづくりにこういうグランドデザインが生かせるように私どもとしては取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

寄本座長

はい。それでは、時間が参りましたので、次のところにまいりますけれども……。

中林副座長

先生、一言だけいいですか。済みません。

寄本座長

どうぞ。

中林副座長

このマニュアルに直接かかわることではないのですが、きょう皆さんの意見の中にも、また私の意見の中にも事前が大事だと、事前にやれないことがいざというときにそうやれるものではないという話がずっとあるんですね、いろんな部面で。そうすると、この東京都がつくる震災復興マニュアルというのが今後東京都全体の施策の中でどういう部局がどういうふうに管理して、定期的な見直しなり、あるいは東京都の都市づくりの進行にあわせた見直しなりということをし

ていくかというのが非常に重要になってくると。災害が起きた後、突然復興対策本部ができて、さあ、マニュアルという話ではないんだということを実は言外に言っているわけですので、マニュアル自体に書くことではないのですが、4月以降新しいマニュアルができた段階で、それはどういうふうに都の中に位置づけられて運営されていくかというのをぜひ一度説明していただくような機会なり、あるいは今、副知事、おられなくなっちゃったんですけれども、今、東京都もいろいろ組織の問題を抱えているのは事実だと思いますが、その中でやはりきちんとした位置づけをぜひしていただきたいという委員からの意見があったということを当局のほうにも伝えておいていただかないと、せっかくのものがよくわからない、あるいは部局の壁が乗り越えられないということに終わってしまわないようにぜひお願いしたいということを、ちょっと口幅ったいことを申し上げましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

赤星総務局長

今、中林先生からお話がありました件につきましては、この復興マニュアルは総務局単独でやっているものではございませんので、東京都の組織、横断的な組織を通じて検討して、各局、きょうも都市計画はじめ各局見えていますけれども、横断的な組織で検討しております。具体的な施策、今、ここに出ておりませんが、施策編も入りますが、各局と十分なちょうちょうはっしの議論したものを載っけていく形になります。日ごろから私ども、各局連携を十分やっておりますので、この震災に関しては、少なくともこれがいざというときに動かないような形にはならない。それは十分我々も肝に銘じてこの検討をしたつもりでございます。

寄本座長

ありがとうございました。私も一言、復興協議会ですか、これがもし当該地区を代表する機能でしたら、委員の選び方においても、代表性を確保できるような仕方にしないと、後でいろいろ問題を起こすんじゃないかと思います。お考えになっていただければと思います。例えば仮の話ですが、全員公募の委員で構成されたりいたしますと、地域を代表していると言えるだろうかという問題がないわけじゃありませんので、構成が私は悪いと言っているわけじゃございませんけれども、選び方の上で代表性を確保するような選び方を考えておかないとできるのかなと。

それでは、少し時間がオーバーしてしまいまして、大変予定のある先生方にご迷惑をおかけいたしました。

これで、最終報告に各委員の貴重なご意見を反映させていただくことは言うまでもありませんけれども、一応中間のまとめとしてご了承いただいてよろしいでしょうか。東京都震災復興マニュアル「中間のまとめ」として、「中間のまとめ」ですね、あくまでも、きょうのこれをご了承

いただくということで、最終報告にはまたご意見を大いに反映したような形でまとめていただくということになるかと思えますけれども、八木参事さん、何かございますか。

事務局 八木総務局参事（復興企画担当）

それでは、きょういただいたご意見も踏まえ、また、冒頭申し上げたように、今後、都民の声を聞くということもございます。これを踏まえて最終報告に向けてさらに内容を練っていききたいというふうに考えてございます。

終わる前に今後の予定についてちょっと事務局のほうから申し上げます。

事務局 芳賀復興企画担当課長

それでは、今後のスケジュールでございます。資料3-2に「プロセス編」の検討経過と今後の予定ということにお示ししてございますが、この後、広く都民の意見を聞きまして、きょうの先生方の議論、そういうようなものを踏まえながら、3月下旬ごろまでにおおむね新しい改訂復興マニュアルを作成したいという作業で進めさせていただきたいと考えております。スケジュールは以上でございます。

最後に、赤星総務局長からごあいさつをさせていただきたいと思えます。

赤星総務局長

本日は大変貴重なご意見をありがとうございました。私ども、一言申し上げたいと思えますのは、この震災復興マニュアルは、震災が起きた後のプロセスをお示ししたもので、いざというときに震災復興計画を直ちに策定できるようなプロセスを明らかにし、あわせて施策を明示するものでございますが、ただいまきょういろいろな形で事前のもの、あるいは他の計画との関連性をやはり明らかにしておくべきだろうというお話がございました。例えば東京の今後の産業構造でございませつか、そういうものは変化していくのは当然でございますし、まちも変わっていかなくない。それは「東京構想2000」というものがおとし示してございます。それと同時に、ランドデザインとの関係もでございます。これらは震災復興マニュアルそのもので全体をあらわすものではございませつか、それとの関係は、最終の報告のときにその関係を明確にしておく必要があるだろうと思えます。さまざまなご意見をきょういただきました。ご意見は非常に貴重なものがございまして、我々もこれをぜひともこの復興マニュアル最終版にはできるだけ取り入れていきたいと思えます。と同時に、これは都民の意見もこれから伺いますし、区市町村との関係もこれからございませつか、それらも取り入れながら、具体的にいざというときに役に立つようなマニュアルにできるだけしていきたい、こう考えております。これからも、きょういろいろなご意見をいただきましたが、さらにいろいろなご意見がございましたら私どもにお寄せいただき

まして、ご指導をいただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

寄本座長

じゃあ、よろしいですか。じゃあ、本日はどうも大変ありがとうございました。

午後 零時10分 閉会